平成30年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成30年2月16日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

- 1. 平成30年2月16日(金)午後2時50分 開会
- 1. 平成30年2月16日(金)午後4時35分 閉会
- 1. 出席した議員は次のとおりである。

 1番 高橋幸晴
 2番 鎌田 正
 3番 青柳宗五郎
 4番 澁谷俊二

 5番 高橋敏英
 6番 橋村 誠
 8番 深沢義一
 9番 秩父博樹

 10番 佐藤文子
 11番 安藤 武
 12番 小原正彦
 13番 橋本五郎

1 4 番 茂木 隆 1 5 番 八柳良太郎

計 14名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

7番 阿部則比古 16番 鈴木良勝

計 2名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

- 1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。 管理者 老松博行 副管理者 門脇光浩 副管理者 松田知己 副管理者兼事務局長 元吉峯夫 監査委員 坂本昇一 消防長 森川正明 消防次長 鈴木良則 大曲消防署長 齊藤聡 角館消防署長 髙橋宏和 消防本部総務課長 佐藤広樹 介護保険事務所長 藤井直樹 管理課長 伊藤忠彦 管理課参事 久米正 管理課副主幹 藤田貴 管理課主席主査 奈良ルミ子 管理課主査 髙橋拓樹
- 1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 髙橋拓樹

- 1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。
- (1) 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
- (3) 議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための

効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて

- (6) 議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第7号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正 する条例の制定について
- (8) 議案第8号 大曲仙北広域市町村圏組合行政財産使用料徴収条例の制定について
- (9) 議案第9号 大曲仙北広域市町村圏組合指定居宅サービスの事業の人員,設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定について
- (10) 議案第10号 平成29年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)
- (11) 議案第11号 平成29年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (12) 議案第12号 平成29年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について
- (13) 議案第13号 平成30年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- (14) 議案第14号 平成30年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (15) 議案第15号 平成30年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について
- (16) 議案第16号 副管理者の選任につき同意を求めることについて

議長:(茂木隆君)

議事に入ります前に、本日の議事日程について、一般質問の通告があったため、皆 様のお手元に、差替えの議事日程を配布いたしておりますので、ご確認願います。

また、議案第4号、議案第5号及び議案説明資料につきましても、配付しておりま すので、ご確認願います。

それでは、これより平成30年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会 いたします。

最初に管理者から「招集のあいさつ」があります。

管理者

(老松博行君)

はい、議長。

議 長 (茂木降君)

老松管理者。

管理者

(老松博行君)

本日、平成30年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしました ところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうござい ます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案9件、補正予算案2件、平 成30年度当初予算案2件、単行案2件及び専任の副管理者の人事案1件の合計16 件であります。

平成30年度当初予算の概要につきましては、一般会計と介護保険特別会計を合わ せた総額は215億9,172万3千円であり、前年度当初比較で5億751万5千 円、率にして2.30%の減となっております。これは、一般会計において、消防本 部・大曲消防署新庁舎の建設事業費の関係から、消防費が約8億5千万円の大幅な減 となること、また、介護保険特別会計においては、介護サービス給付費が約2億2千 万円の増、地域支援事業費が約1億2千万円の増となったことなどによるものであり

構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して7億209万5千円、率に して10.85%減の、総額57億7,158万円となっておりますが、これにつき ましても消防新庁舎建設事業費の減が主な要因であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、 ご承認並びにご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させてい ただきます。

はじめに、消防関係についてであります。

消防本部・大曲消防署新庁舎建設事業につきましては、工事は順調に進んでおり、 1月末の進捗率は60.2%となっております。庁舎棟の外壁工事が終了し、現在は 器具の取り付けや内装仕上げ、東面・南面の消雪や排水設備の外構工事を実施してお ります。

また、庁舎建設事業に合わせて実施している高機能消防指令センター構築事業につきましては、12月14日、15日に神奈川県川崎市において工場検査を実施いたしました。1月下旬から機器の設置を開始し、各機器の設定調整後、3月23日に運用開始を予定しており、この後御案内させていただきますが、3月28日に運用開始式を行う予定であります。

なお、今後のスケジュールといたしましては、5月末に庁舎棟・車庫棟の引き渡しを受け、消防本部・大曲消防署及び広域事務局の引っ越しを行い広域事務局は、6月18日から新庁舎での業務を開始する予定であります。

広域事務局の移転に伴い、当組合規約の「組合の事務所の位置」を変更することになります。規約を変更するためには構成市町の議会の議決が必要であることから、構成市町の3月定例会への上程をお願いしておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

次に、南分署改修工事につきましては、平成30年度に男性用仮眠室1室を増設するとともに、女性職員の勤務環境を整備するため専用の仮眠室及び浴室等の増築工事を実施いたします。これは、職員配置再編計画に基づく南分署職員増員に対応するための工事で、平成31年度には27名体制とする予定であります。

次に、6月の臨時議会で議決を頂きました田沢湖分署配備の「災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-1型」につきましては、12月25日に納車、12月27日午前9時から運用を開始しております。

また、平成30年度の車両更新につきましては、西仙北分署の救急自動車を2B型から高規格救急自動車に更新する計画で、これにより、全ての消防署・分署に高規格救急自動車が配備されることになります。

次に、雪害事故につきましては、残念ながら、降雪期に屋根の雪下ろし等による人的被害が多数発生しております。今年度は、2月14日現在、大仙市で12件、仙北市で11件、美郷町で9件、合計32件発生しており、死者2名、負傷者30名となっております。また、車庫倒壊が1件、2月14日には、仙岩トンネル秋田坑口付近で雪崩が発生しております。

次に、消防功労者表彰式につきましては、例年、永年勤続の消防職員や防火防災等にご尽力をいただいた個人及び事業所等を表彰しておりますが、今年度は、3月10日に大仙市中仙市民会館ドンパルを会場に開催いたしますので、議員各位のご臨席をいただきますようお願い申し上げます。

また、去る2月9日に、消防職員意見発表秋田県大会が開催され、当広域消防職員 が最優秀賞を受賞し、4月25日に山形市で開催される東北大会に出場いたします。

なお、当広域代表が東北大会に出場するのは7年連続となります。

次に、斎場関係についてであります。

昨年7月の大雨により崩落した北部斎場東側の法面につきましては、平成30年度 当初予算に本復旧工事費を計上しております。

次に、介護保険関係についてであります。

第7期介護保険事業計画につきましては、新たに高齢者や子供・障がい者など全て

の人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高めあう「地域共生社会」の実現に向けて、圏域の高齢者が、できる限り要介護状態にならずに地域で生き生きと暮らせることや、要介護状態になっても状態の悪化を防ぎ、自立した生活が送れるよう、医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化、推進を目指すこととしています。

計画期間中の施設整備につきましては、特別養護老人ホームが地域密着型を含め161床、グーループホームが45床、住宅型の有料老人ホームなどから介護付きの施設として指定される特定施設入居者生活介護が地域密着型を含め34床の増床を計画しており、施設入所待機者の減少を図るほか、医療と介護の連携強化を目的とした2つのサービスをそれぞれ5事業所創設し、在宅医療の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、第7期の介護保険料についてであります。

圏域内65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、国が示すワークシートに基づいて、今後3年間の高齢者人口やサービス利用者の動向を推測した上で介護給付費の総量を推計し、その約23%を被保険者が負担することで算出しております。当組合の第7期の保険料基準額は、第6期より月額200円増の6,300円にしたいと考えております。この基準額は、平成15年度以降では、1番低い上昇率であります。

また、低所得者対策としましては、国の軽減策のほか、保険料所得段階の2段階と4段階について、引き続き当組合独自で国よりも低い倍率を設定し、さらなる負担軽減を図っております。

次に、居宅介護支援事業者の指定等につきましては、現在、都道府県が行っておりますが、介護保険法が改正され、平成30年4月1日から当組合に権限移譲されることになり、46事業所が対象になります。

これに伴い、新たに条例を制定するとともに、指定業務や実地指導、監査業務等について、より専門性を高めるため、4月から介護保険事務所の班体制を見直すことといたしました。

次に、廃棄物処理の広域化についてであります。

現在策定中の廃棄物処理広域化基本構想につきましては、現在、広域化検討委員会において最終調整中であり、まとまり次第、議員各位にご説明し、6月には大仙市、仙北市及び美郷町の廃棄物処理の広域化に関する基本協定を締結する予定であります。

次に、社会福祉法人水交会についてであります。

かわ舟の里角間川改築事業につきましては、本年1月22日に設計変更が完成し、 現在、工事入札に向けて準備事務を行っております。

設計変更の主な内容は、地中熱冷暖房設備を電気式冷暖房設備に変更するとともに、 材料変更やサッシ・窓ガラスのグレードの見直しであり、29年度当初に説明した事 業費内に収めております。

水交会では、2月9日に工事公告を行い、本体建築工事につきましては、経費節減

を図るため、平成30年度・31年度の2か年にわたる外構・消雪・解体の各工事と一括発注することとし、工期は平成31年12月16日まで、発注形式は大仙市、仙北市及び美郷町のA級格付業者3社又は4社による自主結成JVとしております。

電気工事及び機械設備工事につきましては、それぞれ大仙市、仙北市及び美郷町のA級格付業者2社又は3社によるJVとしております。

また、入札参加申込書等の提出期限は、2月末日とし、4月初旬に入札執行の予定であります。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも 圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、 招集の挨拶といたします。

議 長 (茂木隆君)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、7番、阿部則比古君、16番、鈴木良勝君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、10番、佐藤 文子君、11番、安藤武君、12番、小原正彦君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」平成29年度例月出納検査結果報告書が監査委員から提出されましたので、これらを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」を行います。

質問を許します。10番、佐藤文子君。

議 員 (佐藤文子君)

10番、佐藤文子です。介護保険に関して、予算あるいは補正予算等の関係から伺うわけですので、本来であれば議案が提出、上程されて、それに対して関連での質問となりますので、少し質問の、話の中身がちょっと分かりづらいかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

私は第7期介護保険事業計画についてお尋ねいたします。

まず、介護予防・日常生活支援総合事業というのが今年度完全実施、30年度から 完全実施として市町村が主体となって行われるわけですが、これと地域支援事業につ いてお尋ねしたいと思います。

1つ目は、市町村が実施主体となります介護予防・日常生活支援総合事業が始まりますけれども、平成29年度の介護保険特別会計補正予算によりますと、地域支援事

業費は約15%の大幅な減額補正となっております。このことは総合事業への各市町村の対応、その取り組み、又、委託される介護施設の受け入れ状況など体制やその機能が不十分であるというふうなことを示しているのではないかというふうに思います。まあ、そこで各構成市町の取り組みと介護施設の現状、課題を伺いたいと思います。

2つ目には、地域支援事業費について、平成30年度の予算では29年度予算の1. 4倍の7億6,264万を計上しております。とりわけ、介護予防生活支援事業は29年度予算の2倍以上を計上しているわけですけれども、これらの予算執行にあたって、最初に質問した内容と関連しますけれども、その実施体制は充分あるのかどうか、その基盤整備の状態、現状についてどう考えているのかお聞かせ願います。

3つ目には、地域支援事業費の30年度予算なんですが、介護予防サービス給付費というのが、29年度予算よりも半減しているわけです。これは総合事業への移行ということが当然念頭にあるからというふうに考えますけれども、一部には市町村でこれまで皆さんが受けているデイサービスあるいは訪問介護、要支援1の方や要支援2、そういう方々がこれまで同様の、皆さんが受けているサービスというふうなものを「私も受けたい。」と思っても、市町、市での窓口での聞き取りなどによって、軽度要介護者に対するサービスの中身がこれまでのデイサービスなどと違って、半日あるいは資格がない、専門家ではないヘルパーさん、研修を受けたヘルパーさんの訪問というふうなのに移行するような格好になるわけで、利用者さんの希望が充分に、この反映されるものになるのかどうか非常に心配なところがあるわけです。まあ、予算上で利用者の意向、要望が充分反映されるような対応というふうなことを市・町に是非やって頂きたいものだと思うんですけれども、これへの見解をお願いします。

大きな2つ目に介護保険料について伺います。

1つ目は、第7期の介護保険料基準額は、6期よりも200円増の月額6,300円というふうなことのようです。

様々な増額、減額要因、さらには11億5,000万の基金を取崩しを、11億円以上の基金を取崩しを行って、極力値上げ幅を抑えたというふうなことでありましたけれども、30年度の予算をみますと基金の、介護準備基金の繰入れが1億5,000万弱というふうになっているわけですので、どうもその11億5,000万ほどの基金取崩しというふうなものが、予算上にきちんと表れていなのではというふうに思ったわけです。いわゆる3年間分の繰入れ予定と乖離があるのではないかというふうなことで、その理由についてお尋ねいたします。

介護保険に関して2つ目には、第7期では、高齢者のうち、75歳以上人口が減少すること、それから認定者数が減少することが示されました。

また、保険給付費も過去の介護給付費の伸び幅よりも非常に小さく、平成29年度より約1億増というふうにみているわけであります。こうした事から、準備基金残金6億円としているわけですけれども、私はさらに3億円の取り崩しを行って、現行の保険料「6,100円」を維持できるものだというふうに思っています。私は予てから、介護保険は上げるなと、もうこれ以上は上げるなと、下げろ、下げろというふう

なことをことを言ってきたわけですけれども、そういう意味から、基金をさらに3億円の取崩しを行っても、第8期、今後、第7期ではなく第8期に向かった事業計画が困難になるというふうな状況は絶対ないと私は思っています。そういう意味で、今回是非とも介護保険料を引き下げて欲しいという立場から、少なくとも「据え置き」が充分可能だと思いましたけれども、その辺、大変質問が多いですけれども、よろしくお願いいたします。

議長 (茂木隆君)

答弁を求めます。

所 長 (藤井直樹君)

はい、議長。

議 長 (茂木隆君)

藤井介護保険事務所長。

所 長 (藤井直樹君)

はい。

佐藤文子議員のご質問にお答えいたします。

質問の第1点目は、総合事業への各市町の取組みについてであります。

平成29年度の総合事業の開始にあたって、それまでの介護予防事業のうち、市町村が主体となり実施していた65歳以上の方全員を対象とする介護予防教室などの一次予防事業は、総合事業に移行後も一般介護予防事業として引き続き市町が実施主体となりまして実施されております。

これまでの介護予防給付から地域支援事業に移行した介護予防訪問・通所介護サービスにつきましては、広域で事業所を指定し、実施しております。一部事業所につきましては、指定を受けておりませんが、これは重度の方に集中的にサービスを提供したいという経営方針によるもので、総合事業開始に起因するものではございません。

課題としましては、今後地域によりサービス基盤の格差が生じないよう、指定更新を迎える事業所には引き続き総合事業のサービスを継続し提供するよう働き掛けて参ります。

次に、地域支援事業の実施体制についてであります。平成30年度の予算では、介護予防から総合事業に移行する方と新たに総合事業を利用する方の給付費を見込んで計上しております。実施体制につきましては、3月末で総合事業の指定期間が終了する事業所に対して、更新の手続きを行っており、現在、9割以上の事業所が更新をする見込みでありますので、サービスの実施体制は確保できていると考えております。

次に、事業移行後の利用者の意向・要望の反映についてであります。

総合事業の提供にあたって、介護予防サービスと同様に、ケアマネジャーによるケアプランが作成され、利用者の状態に応じた適切なサービスを受けられるようになっております。介護保険事務所におきましても、完全移行後も利用者の意向や要望が十分反映されるよう、サービスの量、質の確保について事業者の指導に努めて参りたいと考えております。

次に、質問の2点目は、介護保険料についてであります。

初めに、平成30年度の準備基金取崩額と、3年間の基金取崩額の関係についてであります。

当組合の第7期の3年間の給付総額は約565億円で、第1号被保険者の3年間の保険料必要額が約109億円に対し、保険料収納見込額は約98億円で、不足する11億円について準備基金を取崩し保険料に充当いたします。各年次の基金取崩額は、30年度に約1億5千万円、31年度に約4億円、32年度に約5億5千万円、合計11億円と計画しております。

次に、現行の保険料基準額6,100円の据え置きについてであります。

第7期の保険料基準額につきましては、増額要素として第1号被保険者の負担割合の増率や給付費の増加など、減額要素として、財政調整交付金の増率や第1号被保険者の増加も加味して算定しており、準備基金を取崩さない場合の保険料基準額は7,062円になります。このため基金11億3,900万円を取崩し、762円を軽減し6,300円としたものであります。

第8期におきましても、1号被保険者の負担割合の増率や施設整備に伴う給付費の 増加が予想されますので、準備基金につきましては1号被保険者の急激な負担増にな らないよう計画的な取崩が重要と考えております。以上でございます。

議 長 (茂木隆君)

はい。10番、再質問はありませんか。

議員 (佐藤文子君)

はい。

議 長 (茂木隆君)

はい、10番。

議員 (佐藤文子君)

はい。介護保険料についてですが、第6期の、第5期から引き上げる基準額が月額 220円でありました。今回は200円というふうなことで、そして、確かに特別養 護老人ホームの増設はほとんどなかったこと、しかし、それ以外の施設等でいくらか 居宅サービス型の泊まれる施設などは作られたはずなんですが、そうした施設整備が 進めば、当然介護給費が増えるというふうなことは分かりますけれども、それにして も220円だけ上げた第6期で、当初の予定の介護基金からの繰入金、これが結局は 毎年一切繰り入れずに出来たというふうなのが27年度から29年度までの、あの補 正予算にも表れておりますので、繰入れは行わずに介護保険事業が行われてきたわけ です。そしてさらにそれに、今回は8千数百万円と、その前は1億、2億と、1億2 千万、さらに前は1億5千万といった、そうした基金の積み増しが行われて、今17 億5千万になっているわけです。そういうふうな意味で、今度、今後、介護保険、シ ョートステイから特養に転換することでのベッド数の増加等、これは当然分かります けれども、だからといってこれまでのように、答弁でお話しされたように、来年度は 2億円の取り崩し、次には5億円の取り崩し、合わせて11億というふうな、これが 本当にそうなるのかと、これまでの介護準備基金を全く取り崩さないで進めてきた介 護保険事業で、この百数十床の増床が図られたからといって、うんと増えるのかとい

うようなことは、ちょっと私は考えられないわけです。それで、まず後期高齢者の人数が減ること、それから認定率が下がること、そして保険料は前期高齢者の皆さんからの保険料はこれまで以上に金額が多くなるっていう、まあ、あの保険料の算定で段階の、基準額より若干、基準額より次に高い方々ですけど、その方々の人数が増える、こうしたことで保険料収入は、私は、結局、賄えるような状況になるのではというふうに、どう見てもそういうふうに思っちゃうわけです。これは水掛け論になりますので答弁はいりませんけれども、そうしたことからも過大な給付費というようなものを設定されて、しないで、ギリギリまで基金、基金ギリギリまで取崩せるよう、そういうふなことで引下げをご検討頂きたいなということでお願いしたいと思います。

議長 : (茂木隆君)

答弁を求めます。藤井介護保険事務所長。

所 長 (藤井直樹君)

佐藤議員、質問どうもありがとうございます。

第6期に関しましては、先生ご指摘のとおりでございます。基金は何も取崩さずに 来たということでありまして、本当にご指摘のとおりでありますけれども、第6期は 全国の保険者がそういうふうな状態で、何故かというと、第6期の場合は、報酬改定 がマイナス2.27%の報酬改定と、これが平均でありました。大曲仙北の場合は、 居住系の施設が5%位の減額になってますので、ここは4%近い減額になったという ようなこともありますし、それから、先ほど調整交付金のところでお話しさせて頂い たとおり、倍率も私たちの方は低くみておりました。今回、保険料を上げないために、 調整交付金も上げましたし、それから報酬改定に関しましては、報酬改定は0.54 %の今回、増率です。それから介護離職を図るというようなことで、処遇改善加算金 も1%増というようなことで、今回は結構と給付費が伸びてきておりますので、やは り国の方のワークシートでみていきますと、非常にですね、キツキツの形で今回6, 300円にしております。そして準備基金の方もですね、その6,300円に合わせ るということでやってきておりますので、これ以上、もし落とした場合であれば、8 期の方に大きい影響が及ぼすということになりますので、8期になるだけ影響がなく、 そして最大限、今回給付費を落とせるということで、11億3千9百万円を落とした ものであります。どうかよろしくお願いいたします。

議長 : (茂木隆君)

これにて質問を終わります。

日程第5「議案第1号」、日程第6「議案第2号」の2件を一括議題と致します。 提案理由の説明を求めます。伊藤管理課長。

課 長 : (伊藤忠彦君)

はい。

議 長 (茂木隆君)

はい、課長。

課長 (伊藤忠彦君)

議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

¦て」、議案第2号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を ¦改正する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号をご説明申し上げます。

本案は、平成29年度人事院勧告に基づき、給料表と勤勉手当の支給割合の改定を 行うとともに、等級別職務分類表を改正するものであります。

はじめに給料表の改定についてであります。

民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を平均0.2%、金額にして400 円引上げる改定を行うものであります。また、初任給と若年層につきましては、民間 との間に大きな差があることを踏まえ1,000円引上げるものであります。

次に、勤勉手当の支給割合の改定についてであります。

民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、一般職が年間支給月数「1.7カ月」から「0.1カ月」引き上げて「1.8カ月」とし、再任用職員が「0.8カ月」から「0.05カ月」引き上げて「0.85カ月」とするものであり、今年度は12月支給分を引き上げるものであります。

また、平成30年度改定としまして、一般職及び再任用職員とも年間の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給割合を変更するものであります。

次に、等級別職務分類表の改定であります。

平成30年4月1日時点における標準的な職務についての見直しを行い、5級から「副参事」の職務を削除し、4級に「専門監」7級に「主席参事」の職務を加えるものであります。

この改正は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでありますが、平成30年6月以降の勤勉手当の支給割合の変更の改正、等級別職務分類表の改正につきましては、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、当組合の専任副管理者の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部改正を行うものであります。

当組合の専任副管理者の給与は、大仙市の常勤監査委員に合わせることとしておりますが、大仙市において、一般職の給与改定に倣い引上げ改定が行われたことから、大仙市に倣い、期末手当の年間支給月数を「3.25カ月」から「0.05カ月」引上げて、「3.30カ月」とするものであります。

また、平成30年度改定としまして、一般職と同様、年間の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給割合を変更するものであります。

この改正も、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものでありますが、平成30年6月以降の期末手当の支給割合の変更につきましては、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第1号と議案第2号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第3号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤管理課長。

課 長 (伊藤忠彦君)

はい。

議長:(茂木隆君)

はい、課長。

課 長 (伊藤忠彦君)

議案第3号「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について」をご説明申し上げます。

議案説明資料は4ページになりますので、どうかそちらも併せてご覧ください。

本案は、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画期間中の介護保険料を、議案記載のとおり改正するものであります。第4条第5号の第5段階が基準となり、現在よりも月額で200円引き上げ、年額75,600円とするものであります。なお、第7段階の対象となる合計所得金額の上限を190万円未満から200万円未満に、第8段階を290万円未満から300万円未満に引き上げる改正もしております。

また、介護保険法の改正に合わせ、組合が求める保険給付及び保険料に関する調査のための文書の提出等について、正当な理由なしに従わなかった場合の罰則対象が40歳以上65歳未満の第2号被保険者の配偶者等まで範囲が拡大されております。

以上、議案第3号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 : (茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

議員 (佐藤文子君)

はい。

議 長 (茂木隆君)

はい。10番、佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

私は、議案第3号「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例」 に反対の立場から討論いたします。

本案は、30年度から32年度までの第7期介護保険料を基準額で月額200円、年額で2,400円引き上げるものであります。介護準備基金を取崩し、極力引き上げ幅を抑えたというふうなことは聞いておりますが、基準額で月額220円の引上げだった第6期には当初予算に計上した介護準備基金の繰入れは結果的に3年間行われず、3年間で3億8千5百万円も積み増しが行われ、29年度末の基金残高は17億5千万円にもなっているわけであります。今後の介護給付費等の推移を考えましても、大幅な介護給付費が増えるものとは考えられません。介護準備基金は保険料の使い残しです。余りです。年々下げられる年金から、天引きされ、生活費を切り詰めざるを得ないお年寄りから、集めた保険料が17億5千万円にも積み増しされ、貯金されてあるというふうなことを、それに対するお年寄りの皆さんの思いと考えれば、もっと大幅に取崩して、保険料引き下げを求めるものです。この立場から、この条例案に反対するものです。以上です。

議長!(茂木隆君)

これにて討論を終結します。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案につきましては、異議がございましたので、起立による採決をいたします。 本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成:12名 反対1名)

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第4号」、日程第9「議案第5号」の2件を一括議題と致します。 提案理由の説明を求めます。伊藤管理課長。

課長 (伊藤忠彦君)

はい。

議長 : (茂木隆君)

はい、課長。

議案第4号「大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議 案第5号「大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の2 件を一括してご説明申し上げます。

議案と議案説明資料は、本日お配りしてあるものですので、そちらをご覧頂きたい と思います。

この2件の条例改正案につきましては、介護保険における「地域密着型サービス事 業所の基準」及び「地域密着型介護予防サービス事業所の基準」を定める国の省令が 改正されたことにより、国の基準を参考として定めている当組合条例も改正する必要 が生じたものであり、議案第4号は「介護サービス」について、議案第5号は「介護 予防サービス」について定めたものであります。

両条例とも、各サービス事業所の事業の人員、設備、運営に関する基準が、議案説 明資料に記載のとおり、変更となっておるものでございます。

この2つの条例改正は、国の省令改正の施行に合わせ、平成30年4月1日から施 行するものであります。

以上、議案第4号、第5号をご説明いたしましたが、よろしくご審議のうえ、ご承 認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第6号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤管理課長。

課 長 (伊藤忠彦君)

はい。

議 長 (茂木隆君)

はい、課長。

課長 (伊藤忠彦君)

議案第6号「大曲仙北広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

本案は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、標記条例の一部改正を行うものであります。

1の基本方針には、障害者福祉サービスとの連携について、2の運営に関する基準、3の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準には、医療との連携についての内容が追加されております。施行日は平成30年4月1日とするものであります。

以上、議案第6号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 (茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第7号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤管理課長。

課長:(伊藤忠彦君)

はい。

議 長 (茂木隆君)

はい、課長。

課長 : (伊藤忠彦君)

議案第7号「大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を 改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定められる手数料の標準額について見直しが行われ、平成30年4月1日から施行されることに伴い、「当組合消防事務に関する手数料徴収条例」に規定する危険物規制事務に係る申請手数料について、政令に合わせた改正を行うものであります。人件費単価又は物価水準の変動に伴い、「現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務」及び「事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務」のうち、表記載の50件の申請手数料について改正を行うものであります。

施行日につきましては、政令の一部改正施行日に合わせ、平成30年4月1日としております。

以上、議案第7号をご説明いたしましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りま すようお願い申し上げます。

議 長 (茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

つづいて日程第12「議案第8号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤管理課長。

課長 (伊藤忠彦君)

はい、議長。

議 長 (茂木隆君)

はい、課長。

課 長 (伊藤忠彦君)

議案第8号「大曲仙北広域市町村圏組合行政財産使用料徴収条例の制定について」 をご説明申し上げます。

本案は、当組合の土地・建物の使用及び柱類・管類・自動販売機の設置に係る使用料を徴収するため、表記条例を制定するものであります。

土地使用料につきましては、使用面積1平方メートルに付き財産台帳価格に100

施行日につきましては、平成30年4月1日とし、施行前においても、申請等の必要な事務手続きを行うことができるようにするものであります。

以上、議案第8号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第8号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

つづいて日程第13「議案第9号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤管理課長。

課 長 (伊藤忠彦君)

はい、議長。

議長 : (茂木隆君)

はい、伊藤課長。

課 長 (伊藤忠彦君)

議案第9号「大曲仙北広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 に関する基準を定める条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、介護保険法が改正され、指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町村へ移譲になったことにより、これまで国が一律に定めていた指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準等を、地方公共団体の条例に委任されたことから、国の基準を参考として条例を制定するものであります。

制定の内容としましては、事業を行うための基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準、基準該当居宅介護支援に関する基準等を定めるものであります。

施行日は、平成30年4月1日としております。

以上、議案第9号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 : (茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第9号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第10号」、日程第15「議案第11号」、日程第16「議案第1 2号」の3件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。伊藤管理課長。

課長:(伊藤忠彦君)

はい、議長。

議 長 (茂木隆君)

はい、伊藤課長。

課長 : (伊藤忠彦君)

はい。

それでは、議案第10号と第11号の「平成29年度2月補正予算」及び議案第12号の「平成29年度負担金の一部変更について」をご説明申し上げます。

議案説明資料の12ページ、こちらが補正予算の総括表になりますので、12ページの総括表をご覧願います。。

今回の補正につきましては、一般会計では諸支出金は増額補正、総務費、衛生費及び消防費につきましては減額補正を、また介護保険特別会計は基金積立金の増額補正等をお願いするものであります。2つの会計の合計では、9,955万4千円の増額となり、補正後の予算総額を222億3,483万2千円とするものであります。

はじめに、議案第10号「平成29年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」についてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをご覧願います。

今回の補正は、諸支出金は増額を、総務費、衛生費及び消防費については減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86万9千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ42億4,894万9千円とするものであります。

予算の内容について歳入からご説明をいたします。補正予算書は6ページから、議 案説明資料は13ページからとなります。 歳入の1款分担金及び負担金1項3目斎場費負担金は137万6千円、8目消防費 負担金は3,052万6千円、9目民生費市町負担金は33万7千円、10目廃棄物 処理広域化準備費負担金は86万4千円、合わせて3,310万3千円の減額であり、 各負担金を財源とする歳出の減によるものであります。

2款使用料及び手数料は、消防危険物貯蔵設備の検査申請件数が増えたことなどにより、手数料を60万円増額するものであります。

3款国庫支出金67万5千円、4款県支出金33万8千円の減は、保険料軽減対象者の減少により、公費負担金をそれぞれ法定割合で減額するものであります。

5款財産収入は、財政調整基金預金利子と電柱占用料、合わせて2万9千円の増額であります。

6 款繰入金は、財政調整基金に積み立てるための介護保険特別会計繰入金を2,8 9 4 万 7 千円増額するものであります。

7款繰越金は、543万7千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

8款諸収入1項組合預金利子は、3万4千円の増額、2項雑入は、秋田自動車道救 急業務支弁金や県派遣職員人件費交付金等の減により、消防関係の雑入が180万円 の減額となるものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。補正予算書は10ページから、議案説明 資料は14ページからとなります。

2款の総務費1項1目一般管理費は、管理課の人件費を人事院勧告に伴い増額、委託料については契約差額を減額し、19万8千円の増額となるものであります。2目廃棄物処理広域化準備費は、基本構想策定業務委託料の契約差額86万4千円を減額するものであります。

4款衛生費1項1目斎場費は、平成29年5月から職員1名が休職していることなどにより、不用となる人件費137万6千円を減額するものであります。

5款消防費1項1目常備消防費は、人件費は人事院勧告や災害出動により不足となる職員手当の増額と職員2名の中途退職等に伴う不用額の減額、物件費については単価高騰による燃料費の不足分の増額と委託料や賃借料の契約差額等の減額で、総額では543万5千円の増額となるものであります。3目の新庁舎建設事業費は、競争入札等によって生じた消防指令センター整備工事費及び備品購入費などの不用額3,716万1千円を減額するものであります。

8款諸支出金1項1目財政調整基金費は、一般会計の前年度繰越金の残金や介護保険特別会計からの繰入金などを積み立てるため、3,424万9千円増額するものであります。2項1目介護保険特別会計繰出金は、介護保険料軽減対象者の減に伴い、135万円減額となるものであります。

次に、議案第11号「平成29年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

補正予算書の15ページをご覧願います。

今回の補正は、保険給付費、基金積立金及び諸支出金は増額を、総務費と地域支援

事業費は減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億42万 3千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ179億8,588万3千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は20ページから、議案説明資料は16ページからとなります。

歳入の1款介護保険料は、特別徴収者が見込みより増えたことにより収納率も上がり、1億652万4千円の増額となるものであります。

2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金は、歳出の保険給付費、地域支援事業費、総務費の増減が反映されるもので、総額では2,938万6千円の減額となるものであります。

4款国庫支出金2項3目介護保険事業費補助金423万3千円は、介護保険法改正により必要となるシステム改修に係る補助金であり、その他の国庫支出金と、5款県支出金、6款支払基金交付金については、保険給付費と地域支援事業費の執行見込みなどに沿って増減するものであります。

7款財産収入は、介護給付費等準備基金の預金利子48万8千円の増額であります。 8款繰入金1項1目介護給付費等準備基金繰入金は、保険料の増収などにより繰り 入れの必要がなくなったことから、全額減額するものであります。

9款繰越金は、1億8,020万円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

10款諸収入は、組合預金利子と、第三者納付金や不正請求に関連した返納金などの雑入を、合わせて1,238万3千円増額するものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。補正予算書は25ページから、議案説明 資料は18ページからとなります。

歳出1款総務費1項1目一般管理費は、介護保険法改正に対応するためのシステム 改修委託料の予算措置と、人事異動に伴う人件費及び不用額の見込まれる物件費の減 により、162万5千円の減額となるものであります。3項1目介護認定審査会費は、 認定申請件数の減により認定審査会委員報酬と郵便料を合わせて130万円減額し、 2目認定調査等費は、認定調査員の採用の1人見合わせによって賃金等を減額するほ か、主治医意見書作成手数料や認定調査委託料などの減により、合わせて910万円 の減額となるものであります。

2款保険給付費は、実績見込みに合わせ、1項介護サービス等諸費、3項高額介護サービス等費及び5項高額医療合算介護サービス等費は増額、2項その他諸費及び4項の特定入所者介護サービス等費は減額し、合わせて3,980万円の増額となるものであります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、構成市町などへの委託事業費が増となるものの、制度改正に伴う訪問型サービスや通所型サービスの給付額が見込みを下回ることにより、総額では3,993万1千円の減額となるものであります。2目一般介護予防事業費の502万8千円の減と3目包括的支援事業・任意事業費の5,591万4千円の減は、構成市町などに委託している各種事業の

:実績が見込みより少なかったことにより減額するものであります。

5款基金積立金は、前年度繰越金に含まれている平成28年度の保険料や支払基金 過年度交付金などを、今後の給付財源として介護給付費等準備基金に積み立てるため 8,542万3千円増額するものであります。

7款の諸支出金1項2目償還金は、平成28年度の保険給付費や地域支援事業費の確定による国・県への返還金5,991万4千円の予算措置であり、2項1目一般会計繰出金は、前年度繰越金の不用額などを財政調整基金に積み立てるため2,894万7千円増額するものであります。

続きまして、議案第12号「平成29年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」をご説明いたします。議案説明資料は21ページになります。

ただ今ご説明いたしました議案第10号の一般会計補正予算、第11号の介護保険特別会計補正予算を受けまして、斎場費は137万6千円、消防費は3,052万6千円、民生費は33万7千円、廃棄物処理広域化準備費は86万4千円、介護保険費は2,938万6千円をそれぞれ減額し、変更後の平成29年度負担金総額を、大仙市は39億8,497万円、仙北市が14億4,353万3千円、美郷町が9億8,268万3千円、合計で64億1,118万6千円とさせていただくものであります。

なお、市町により増減が生じておりますが、これは市町のそれぞれの財政事情を考慮した協定に基づきまして、かわ舟の里角間川改築工事が1年先送りになったことによって平成29年度の補助金が減額となり、その同額分が消防費負担金が増額となるものでありますので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上、議案第10号及び第11号の「平成29年度2月補正予算」、議案第12号の「組合経費に係る負担金の一部変更について」をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長

(茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第12号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

続いて日程第17「議案第13号」、日程第18「議案第14号」、日程第19「議 案第15号」の3件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。元吉副管理者。

副管理者!(元吉峯夫君)

はい、議長。

議 長 (茂木隆君)

はい、副管理者。

副管理者 (元吉峯夫君)

議案第13号と議案第14号の「平成30年度当初予算」及び議案第15号の「平 成30年度組合経費に係る負担金について」、一括してご説明申し上げます。

予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、当組合にお ける一般会計と介護保険特別会計の平成30年度当初予算について、議会の議決をお 願いするものであります。

それでは、議案説明資料の22ページをお開き下さい。

初めに、総括表をご覧頂きたいと存じます。一般会計と介護保険特別会計を合わせ た予算総額は、215億9,172万3千円で、前年度比5億751万5千円、2. 3%の減であります。これは、一般会計が消防本部・大曲消防署新庁舎建設事業など で、8億3,406万1千円、19.55%の減となったことが主な要因で、介護保 険特別会計は、3億2,654万6千円、1.83%の増であります。

それでは、各会計ごとの主な項目につきまして、順次ご説明をいたしますので、議 案説明資料と予算書を参照しながら、お願いしたいと思います。

初めに、議案第13号「平成30年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算につ い」、ご説明を申し上げます。予算書は、1ページをお開きください。

歳入歳出予算総額は、34億3,151万4千円であります。

歳入からご説明いたします。予算書は、6ページになります。

1款分担金及び負担金は、32億6,207万2千円で、前年度比7億2,876 万4千円の減であります。

1項1目事務費負担金は、8,047万1千円で、人件費の減によりまして、17 3万4千円の減であります。

2目社会福祉法人助成費負担金は、1,724万5千円であります。

3目斎場費負担金は、8,794万6千円で、新規の北部斎場法面復旧工事、火葬 炉耐火物等補修工事、斎場職員派遣委託料、燃料費の増により、2,948万2千円 の増であります。

4目病院群輪番制事業費負担金から6目歯科在宅当番医制事業費負担金は、29年 度とほぼ同額であります。

7目へい獣保冷センター費負担金は、522万9千円で、冷凍機入替工事や処理委 託料の増により249万2千円の増であります。

8目消防費負担金は、30億2,917万4千円、7億4,931万円の減で、うち新庁舎建設事業費負担金は8億1,984万6千円であります。

9目民生費市町負担金は、891万円で、介護保険料公費負担金(低所得者介護保険料軽減分)であります。

7ページになります。

2款使用料及び手数料は、合計で3,249万7千円で、1項1目衛生使用料は、 斎場及びへい獣保冷センター使用料など2,920万2千円、2項1目衛生手数料は、 へい獣集荷処理手数料179万4千円、8ページ、2目消防手数料は、危険物貯蔵設 備検査手数料150万円であります。

3款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、介護保険料公費負担金1,781万9千円であります。

9ページになります。

4款県支出金1項1目民生費県負担金は、介護保険料公費負担金891万円と、2項1目衛生費県補助金は、休日救急医療連携事業補助金56万9千円であります。

5 款財産収入、10ページの6款1項1目介護保険特別会計繰入金は、存置項目であります。

6款2項1目財政調整基金繰入金は、8,700万円であります。

7款繰越金、11ページの8款1項1目組合預金利子は、存置項目であります。

8款2項1目雑入は、2,264万2千円、168万5千円の減で、県消防学校派 遣職員人件費負担金991万1千円、県消防航空隊救助隊員人件費交付金866万7 千円、秋田自動車道救急業務支弁金372万5千円などであります。

続いて、歳出についてご説明をいたします。予算書は12ページから、議案説明資料は23ページになります。

1款議会費は、70万8千円で、議員報酬と費用弁償であります。

2款総務費は、7,776万6千円、1,113万4千円の減で、1項1目一般管理費は7,762万9千円で、人件費6,263万7千円、事務経費1,499万2千円であります。

予算書は14ページになります。

3款民生費1項1目社会福祉法人助成費は、4,924万5千円で、後三年改築事業債償還分のほか、かわ舟の里角間川改築事業備品購入分3,200万円であります。 次の15ページになります。

4款衛生費は、1億3,829万3千円で、1,264万9千円の増であります。

1項1目斎場費は、9,743万3千円、962万8千円の増で、人件費2,158万円、1名増の職員派遣委託料2,661万1千円、火葬炉耐火物等補修工事費1,362万6千円、運営経費3,561万6千円であります。

次のページになります。

2目病院群輪番制事業費は、大曲厚生医療センター、大曲中通病院、市立角館総合病院に対する運営費補助金2,489万6千円、3目の休日救急医療連携事業費は、医師の出務費や看護師賃金など699万5千円、4目の歯科在宅当番医制事業費は、運営費負担金177万5千円であります。

17ページになります。

5目へい獣保冷センター費は、719万4千円、288万円の増で、運営経費48 5万6千円、冷凍機入替工事費233万8千円であります。

5款消防費は、30億2,675万円で、8億5,156万5千円の減であります。

1項1目常備消防費は、21億2,651万9千円、7,972万4千円の増で、 人件費は増員により19億2,916万3千円、救急救命士4人の養成経費1,01 7万7千円、運営経費1億8,717万9千円であります。

20ページになります。

2目施設整備費は、8,038万5千円、432万3千円の減で、職員3人増に伴 う南分署仮眠室増改築事業費4,608万5千円、西仙北分署高規格救急自動車購入 費3,430万円であります。

3目新庁舎建設事業費は、8億1,984万6千円、9億2,696万6千円の減で、建築確認申請・完了検査手数料100万円、設計・工事監理委託料1,678万7千円、旧庁舎解体工事及び訓練棟建設工事費7億9,737万5千円、新庁舎用備品購入費468万4千円であります。

21ページになります。

6款災害復旧費1項1目北部斎場災害復旧費は、2,156万2千円であります。

7款公債費は、2,954万8千円、585万7千円の減で、消防長期債元利償還 金であります。

8款諸支出金は、8,564万2千円で、22ページの2項1目介護保険特別会計 繰出金は、8,563万9千円で、低所得者の介護保険料軽減公費負担分3,563 万9千円、一般財源分5,000万円であります。

9款予備費は、29年度と同額の200万円であります。

以上が一般会計の概要であります。

続いて、議案第14号「平成30年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算について」 ご説明を申し上げます。予算書は31ページからになります。

歳入歳出予算の総額は、181億6,020万9千円であります。

歳入からご説明いたします。予算書は36ページから、議案説明資料は24ページ になります。

1款介護保険料1項1目第1号被保険者保険料は、32億7,276万1千円、前年度比2億2,472万3千円の増で、現年度分収納率98.8%、滞納繰越分収納

¦率16.5%を見込んでおります。

2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金は、25億950万8千円で、2, 666万9千円の増であります。

予算書の37ページになります。

3款使用料及び手数料1項1目総務手数料は、介護保険料督促手数料等25万1千円であります。

4款国庫支出金、38ページの5款県支出金、6款支払基金交付金につきましては、 歳出の2款保険給付費、3款の地域支援事業費、4款民生費に対し、それぞれ法定割 合によって算出される負担金、補助金、交付金であります。

39ページになります。

7款財産収入は、存置項目であります。

8款繰入金は、合計2億3,353万7千円で、1項1目介護給付費等準備基金繰入金は1億4,789万8千円、1,440万3千円の減、2項一般会計繰入金1目介護保険料公費負担金繰入金は3,563万9千円、94万円の増、2目一般財源繰入金は5,000万円であります。

予算書40ページになります。

9款1項1目繰越金は、前年度繰越金150万円であります。

10款諸収入1項1目第1号被保険者延滞金は、5万1千円、2項1目組合預金利子は存置項目で、41ページになります。3項雑入は、再任用・嘱託・臨時職員の雇用保険料13万8千円等であります。

続いて、歳出についてご説明をいたします。予算書は、42ページから、議案説明 資料は25ページになります。

1款総務費は、合計3億269万8千円で、1,370万7千円の減であります。

1項1目一般管理費は、人件費、事務所の維持管理費負担金、郵便料等の事務経費で、1億9,170万1千円、43ページ、2項1目賦課徴収費は、徴収員の賃金等で619万8千円、予算書の44ページになります。3項1目介護認定審査会費は、認定審査会委員報酬や事務経費1,755万円で、217万7千円の減、2目認定調査等費は、8,724万9千円で、1,056万6千円の減で、いずれも認定申請件数の減少によるものであります。

つぎの45ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、合計170億8,797万6千円で、2億2,013万8千円 の増あります。

1項1目介護サービス給付費は、154億8,453万4千円で、3億6,825万6千円の増、2目介護予防サービス給付費は、2億6,121万4千円で、1億3,

005万4千円の減、46ページです。2項1目その他諸費は、審査支払手数料で1,

958万円、3項1目高額介護サービス費は、3億5,008万2千円で、649万3千円の増であります。

47ページをお願いします。

4項1目特定入所者介護サービス費は、9億3,937万2千円で、2,094万

¦4千円の減、5項1目高額医療合算介護サービス費は、3,319万4千円で、34 ¦3万5千円の減であります。

3款地域支援事業費は、合計7億6,264万円で、1億2,011万5千円の増であります。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、4億651万7千円で、介護予防 訪問介護、介護予防通所介護の保険給付からの完全移行等に伴い1億4,528万7 千円の増であります。

予算書は48ページ、議案説明資料は26ページをお願いします。

2目一般介護予防事業費は、4,627万6千円で、一般高齢者実態調査委託の終了等によりまして382万9千円の減であります。

3目包括的支援事業・任意事業費は、3億794万4千円で、社協委託事業を介護 予防・生活支援サービス事業に一部移行したこと等により2,044万6千円の減で あります。

49ページになります。

4目その他諸費は、審査支払手数料で、190万3千円であります。

4款民生費1項1目低所得者対策事業費は、交付金34万2千円であります。

5款基金積立金、50ページの6款公債費は、存置項目であります。

7款諸支出金は、155万1千円で、1項償還金及び還付加算金は、第1号被保険 者保険料還付金など155万円、51ページの2項1目一般会計操出金は存置項目1 千円であります。

8款予備費は、29年度と同額の500万円であります。

以上、議案第13号及び第14号の「平成30年度当初予算」の概要でございます。 引き続き、議案第15号「平成30年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金 について」、ご説明を申し上げます。

議案説明資料は、27ページになります。

本案は、組合規約第11条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。 ただいまご説明いたしました議案第13号と議案第14号の「平成30年度当初予算」に伴う構成市町負担金について、各市町の負担金額につきまして、大仙市につきましては7億3,904万1千円減の37億248万9千円、仙北市は前年度当初比較で2,573万3千円増の12億4,219万7千円、美郷町は前年度当初比較で1,121万3千円増の8億2,689万4千円と定めるものであります。

以上、議案第13号と議案第14号の「平成30年度当初予算」、議案第15号の「平成30年度組合経費の負担金について」、一括してご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 : (茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議 長 (茂木隆君)

はい。10番、佐藤文子君

議 員 (佐藤文子君)

はい。私は議案第14号「平成30年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」に反対の立場から討論いたします。本予算案は、議案第3号で反対したとおり、第7期介護保険料額を基準額で月額で200円引き上げる第7期介護保険事業計画に基づく予算であることから認められないものであります。以上です。

議 長 (茂木隆君)

他に討論ありませんか。

これにて討論を終結いたします。

これより「議案第13号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第14号」を採決いたします。

本案につきましては、ご異議がございましたので、起立による採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成:12名 反対1名)

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第16号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松管理者。

管理者 (老松博行君)

はい、議長。

議 長 : (茂木隆君)

はい、老松管理者。

管理者 (老松博行君)

議案第16号「副管理者の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上 げます。

本案は、当組合専任副管理者の元吉峯夫氏の任期が、来る平成30年3月31日を もって満了いたします。つきましては、その後任として現在大仙市経済産業部企業商 工課専門監の小松英昭氏を選任いたしたく、組合規約第8条第4項の規定に基づき、 議会の同意を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い 申し上げます。

議長 (茂木隆君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第16号」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

副管理者に選任同意されました小松英昭氏を議場に入場させて、挨拶を願いたいと 思います。

暫時休憩します。

休憩を解き、本人から挨拶を願います。

新副管理者、小松英昭氏。

新副管理者! (小松英昭君)

ただいまご紹介頂きました小松英昭と申します。一言御礼のご挨拶を申し述べさせ て頂きます。この度は、私の副管理者選任に関する単行案、人事案件にご同意を賜り まして、誠にありがとうございました。心から感謝申し上げたいと思っております。 元より浅学菲才の身で、大変、不束者ではございますけれども、どうぞよろしくお願 いいたします。私、平成18年の4月から21年の3月まで大仙市からの派遣という 形で、広域事務局に在籍をいたしておりました。当時は管理課長という職名でありま したけれども、社会福祉法人水交会の立ち上げですとか、後三年更生園、今の後三年 鴻声の里、この改築に携わらせていただいております。この経験を活かしながら、ま た広域の更なる隆盛に邁進して参りたいと思っておりますので、議員の皆様におかれ ましては、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単 ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとう ございました。

議長!(茂木隆君)

ありがとうございました。退席願います。

続いて、元吉峯夫君から発言の申し出がありますので、これを許します。

元吉副管理者。

副管理者 (元吉峯夫君)

はい。

この発言の機会を与えてていただいたことに、まず御礼申し上げたいと思います。

4年間でしたけれども、副管理者として皆様には大変お世話になりました。未熟な 点、至らない点、そして色々とご迷惑をお掛けしたこともございましたけれども、皆 様からご指導、ご協力、支援をいただきまして、何とか務めることができたというふ うに思っております。御陰様をもちまして充実した4年というふうに自分では思って おります。本当に皆様、ありがとうございました。お礼申し上げます。

議長

(茂木隆君)

元吉副管理者におかれましては、長い間、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成30年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたしま す。どうもありがとうございました。